

平成17年5月19日

各 位

兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号  
極東開発工業株式会社  
取締役社長 田中 勝志  
(コード:7226 東証・大証 市場第一部)  
お問合せ先  
常務取締役 魚井 宏樹  
TEL(0798) 66 1000(代表)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成17年6月29日開催予定の当社第70期定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社および当社子会社の取締役、執行役員、監査役ならびに従業員等の意欲や士気を高め、当社の連結業績向上と株主重視の経営を一層推進すること等を狙いとして、ストックオプションの目的で、新株予約権を発行いたしたく存じます。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記要領2.(5)に定めるとおり時価を基準とした価額としております。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役、執行役員、監査役ならびに従業員またはこれらの地位に準ずる者

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式110万株を総株数の上限とする。

なお、新株予約権を発行する日（以下発行日という）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する

ものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使がなされていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 発行する新株予約権の総数

11,000個を上限とする。

ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は当社普通株式100株とする。なお、発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記2.(2)と同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して、新株予約権1個当たりの払込みをなすべき金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下払込金額という）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、発行日の終値を払込金額とする。

なお、発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役もしくは従業員またはこれらに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

その他の権利行使に関する条件等の詳細は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役もしくは従業員またはこれらに準ずる地位を喪失したことにより新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

その他の新株予約権の消却事由および条件等の詳細は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。

以上

新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について平成17年6月29日開催予定の当社第70期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会后に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。